

～新成人の皆さんへ～

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

### 国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

### 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

#### ★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

**国民年金のご相談・手続き等については、東通村税務住民課(☎27-2111) または  
むつ年金事務所(☎22-2278)までお問い合わせください**

### 水質検査結果のお知らせ

平成27年12月3日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：一般社団法人 青森県薬剤師会衛生検査センター

| 採水年月日    | 採水場所   | 検査判定    |
|----------|--------|---------|
| 27年12月3日 | 大平滝浄水場 | 水質基準に適合 |
| 27年12月3日 | 岩屋浄水場  | 水質基準に適合 |
| 27年12月3日 | 野牛浄水場  | 水質基準に適合 |

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線453)

広報ひがしどおり第605号(平成27年12月号)11ページ上段記事「村の安全・防犯対策のために」の掲載記事の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

・3行目 【誤】(株)ユアテックむつ営業所(中沢正光所長：～ ⇒ 【正】(株)ユアテックむつ営業所(今彰夫所長：～

・11行目 【誤】中沢所長から取り付け工事一式 ⇒ 【正】今所長から取り付け工事一式

訂正して、深くお詫びいたします。